

長野市高齢者福祉計画・第 10 期長野市介護保険事業計画 長野市認知症施策推進計画(令和9年度～令和 11 年度)の策定について

保健福祉部 高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定した「第 10 次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン 21)」(以下「現行計画」という。)は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

令和8年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和9年度を初年度とする「長野市高齢者福祉計画・第 10 期長野市介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン 21)」(以下「次期計画」という。)を策定するものです。

なお、本計画は本市の高齢者関係施策を網羅する「高齢者施策の総合計画」の性格を有しています。



認知症施策推進計画の趣旨

令和6年に、認知症共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)が施行され、市町村による「認知症施策推進計画」の策定が努力義務となりました。

認知症施策はこれまでのあんしんいきいきプラン 21 の中にも掲載されていましたが、「認知症施策推進計画」として明確に位置付けることにより、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法(第 20 条の8)に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(第 117 条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、また、前述の認知症基本法(第 13 条)に基づく「認知症施策推進計画」を新たに加え、3つの計画を一体的に策定し、高齢者の福祉と介護、認知症施策に関する総合的な計画とするものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた重点項目及び基本的な政策目標を定め、計画的な実施を目指すものです。

■長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向って取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画

■長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画

また、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額を算定

■長野市認知症施策推進計画

認知症の人が尊厳を持ち希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

(3) 計画期間

令和9(2027)年度から令和 11(2029)年度までの3か年間

2 次期計画策定の考え方

(1) 厚生労働省が定める「基本指針」に基づく介護保険事業計画の策定

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされており、市は基本指針に即して介護保険事業計画を策定します。

現時点では「基本指針について記載を充実する事項(案)」や「基本指針の構成等についての見直し案」が示され(令和8年3月)、7月頃には「基本指針案」が国から提示される予定になっています。

【現時点で示されている基本指針の考え方】

2040 年(令和 22 年)には、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められる。

2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、2040 年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要。

その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、これまでの取組を前提に、必要な取組を進めることが必要。

○次期計画に盛り込むことが考えられる主な事項(イメージ)

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ✓ 地域の实情に応じたサービス提供体制の構築(中山間・人口減少地域においては必要な対応について議論)
 - ✓ 医療との連携や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築
- 2 地域包括ケアシステムの深化
 - ✓ 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進
- 3 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
 - ✓ テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進

(2) 次期計画の構成等

- ✓ 現行計画の基本理念や施策体系を基本的に継承します。
基本理念: 住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って
安心して 生活できるまち“ながの”
- ✓ 2040 年の長野市の姿・将来像をイメージし、施策の目標とする成果(最終アウトカム)を設定し、その達成のための複数の中間アウトカムや必要な事業活動や人員・施設・体制等の目標と指標を可能な限り設定することにより、施策の成果を出すまでの理論的な関係を数値を伴ったものとして見える化を図ります。

- ✓ 具体的な取組の考え方を示す「各論」に関し、現行計画では各事業を単に羅列するものとなっていたものを、「各論ページ ※イメージ」(5～6ページ)のようなレイアウトに変更し、各論単位での効果検証がしやすいものとします。

(3) 各種調査の実施

調 査 名	対 象	調査時期 (予定)
長野市シニア一般調査	要支援・要介護認定を受けていない 60 歳以上 市民 3,000 名	令和7年 12 月 17 日 ～8年 1 月 11 日
長野市高齢者等実態調査 (元気高齢者等実態調査)	要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上 市民 940 名	令和7年 12 月 5 日 ～8年 1 月 5 日
長野市高齢者等実態調査 (要介護・要支援認定者等 実態調査)	要支援・要介護認定を受けている(施設等入所 者を除く)市民 4,000 名	令和7年 12 月 5 日 ～8年 1 月 5 日
施設・居住系サービス 利用者実態調査	介護保険施設・居住系サービス利用者の中から 抽出した者の家族	令和7年 10 月 ～11 月 21 日
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護 施設、看護小規模多機能型居宅介護施設 (ケアマネジャー)、地域包括支援センター	令和8年1月26日 ～3 月 5 日
居所変更実態調査	住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービ ス付高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設、 地域密着型特定施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設・介護医療院、特別老人ホ ーム、地域密着型特別養護老人ホーム	令和8年1月29日 ～2月16日
介護サービス事業所調査	全介護サービス事業所(居宅介護支援事業所、 居宅療養管理指導、短期入所療養介護を除く)	令和8年5月～6月
介護人材実態調査	全介護サービス事業所(居宅介護支援事業所、 訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所療 養介護、福祉用具貸与・販売を除く、サ高住・住 宅型有料除く)	令和8年 3 月 9 日 ～3月30日

3 計画策定体制と策定スケジュール(案)

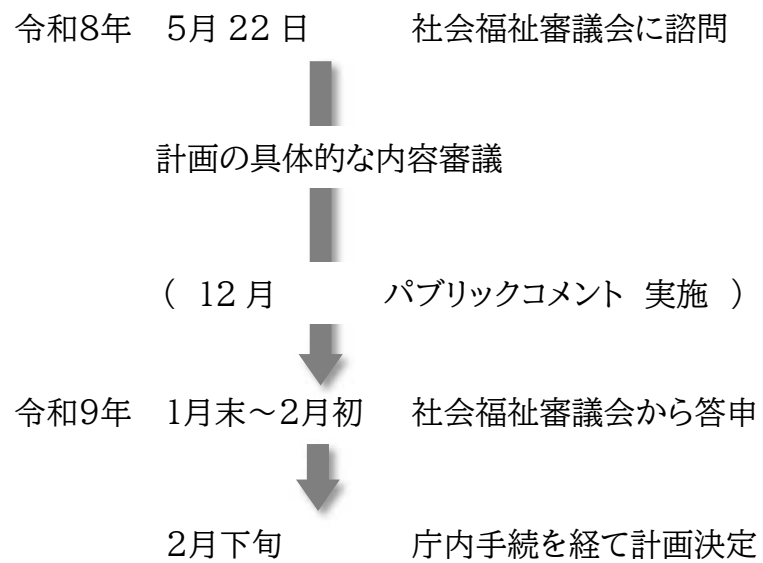
(1) 計画策定体制

現計画策定の際の体制と同様に、庁内で作成した案に対し、市民意見を反映し策定します。

市民意見については、「社会福祉審議会」に市長が諮問し、具体的な検討を行っていただき、本会から市長へ答申をいただくこととします。

また、高齢者等実態調査や介護サービス利用実績調査などの「各種基礎調査」結果及び広く意見を募集する「パブリックコメント」等の機会も活用し、幅広く市民の皆さんの意見を新たな計画に反映していくこととします。

(2) 策定スケジュール(案)



目指す姿 【将来像】

- 高齢者一人ひとりが生きがいを持って社会参加し、活動的で豊かな生活を送れている。
- 介護予防に資する活動に取り組み、心身共に健やかな日常生活を送れている。

第1節 生きがいづくりと社会参加

高齢者が、学びやボランティア活動、就労などを通して自らの生きがいづくりに取り組み、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして活躍できる環境づくりを推進します。

【中間アウトカム】

- 自身の豊かな経験と知識・技能を生かして、学びやボランティア活動、就労などに取り組んでいる。

指標	令和○年度	令和▲年度

1-1-1 生きがいづくりの促進

現状

←「現状」という名の第9期の振り返り、目指す姿の実現状況

高齢者が社会と接点を持つことは、自分の役割や存在意義を実感し、充実した人生を送る上でとても重要で、心身の健康維持や認知症予防、社会的孤立を防ぐことにもつながります。

また、高齢者の経験や知識を活かして地域社会に貢献することで、社会全体の活性化する効果が期待できます。

高齢者の外出機会や活動範囲の拡大を図るため、令和7年度におでかけパスポートがリニューアルし、併せて持続可能な事業となるよう利用者負担額を見直しました。

老人憩の家の利用者負担については、長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会にて審議し、施設の運営にかかるコストや利用者数の推移等を勘案した結果、現状のままとなっています。

課題

- ・社会参加に積極的な高齢者がいる反面、地域に高齢者の興味や能力に合った活動が少ない場合、参加が難しくなり、社会参加をする高齢者が固定しがちになっています。
- ・高齢者の社会参加を支援する仕組みを整え、健康状態に応じた柔軟な活動内容の提供、経済的支援、そして多様な選択肢を用意することで、高齢者が安心して社会参加できる環境を作ることが必要です。
- ・社会参加をする場への移動手段の確保は、社会参加を促す上で大きな課題のひとつです。

(課題については、各種実態調査からも分析・考察する。)

施策の方向性

- 社会参加をしたくなる仕組みづくり
 - ・参加者に対するニーズの把握、不参加に対する理由を聴取、各種講座名称・内容等の工夫、ターゲットを絞った講座の企画等の計画をし、高齢者の個性や希望に合った社会参加をしたくなる仕組みづくりを進めます。
- 移動手段の確保
 - ・おでかけパスポートの利用者が増加するよう、さらなる普及啓発を図っていきます。また、公共交通機関がない地域においては、生活支援体制整備事業等で地域の方と一緒に考えて行きます。

111-1

おでかけパスポート（高齢者活躍支援課）

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。

	単位	30年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	
パスポート 延べ交付数	人	5	要検討			2	57,577	57,201
利用状況	回	2,546	2,464	1,889	1,907	2,013	2,032	

111-2

敬老事業（高齢者活躍支援課）

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。

111-3

老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）運営事業

高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいづくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

〔対象者〕市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人。